

告 示

埼玉県告示第千七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の九第一項第二号及び第八号の規定により指定の全部の効力を停止したので、同法第百十五条の十第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社虹彩
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市荒幡百三十一五
- 三 事業所の名称
デイサービス虹の彩
- 四 事業所の所在地
埼玉県所沢市荒幡百三十一五
- 五 介護保険事業所番号
一七二五〇三六五六
- 六 サービスの種類
介護予防通所介護
- 七 効力の停止期間
平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで